○津山圏域資源循環施設組合会計規則

平成21年4月1日
津山圏域資源循環施設組合規則第11号

（目的）

第1条　津山圏域資源循環施設組合の金銭会計については、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（準用）

第2条　金銭会計については、津山市会計規則（平成5年津山市規則第12号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則別表第1の適用については別表第1のとおりとし、市規則別表第2の適用については別表第2のとおりとする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年7月4日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成29年5月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和2年3月18日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設置個所	現金出納員	取扱事務
事務局	事務局長	津山圏域資源循環施設組合において取り扱う負担金その他の収入金の収納事務

別表第2（第2条関係）

株式会社鳥取銀行	国内に所在する本店、支店及び出張所
株式会社山陰合同銀行	国内に所在する本店、支店及び出張所
株式会社トマト銀行	国内に所在する本店、支店及び出張所
津山信用金庫	国内に所在する本店、支店及び出張所
中国労働金庫	国内に所在する本店、支店及び出張所
晴れの国岡山農業協同組合	国内に所在する本店、支店及び出張所